

『コインブラ版書簡集』で紹介された  
「大道寺創建裁許状」の話

奥 正敬

## ■はじめに

本学図書館には16世紀より17世紀にかけて日本から発信され、ヨーロッパで書物になったキリスト教の布教報告集と書簡集が多く所蔵されています。これらは、わが国で初めて布教を行ったフランシスコ・ザビエルが所属し、彼が離日したのちも布教の中心であったイエズス会の宣教師たちによるものが多数を占めます。その古い書物の中に、漢字で書かれた文章を印刷している書簡があります。これは“Cartas que os padres e irmãos da Companhia de Iesus, que andão nos Reynos de Iapão.” (Coimbra, 1570.) (『コインブラ版書簡集』) に記載されているもので、布教が始まって早い時期にポルトガルで印刷されました。ここでは、ヨーロッパの書物に日本語が印刷された歴史として、その経緯を考えてみたいと思います。

## ■日本から発信されはじめた書簡と布教報告書

日本から初めてヨーロッパへ書簡を出したのは、1549 (天文十八) 年に来日したフランシスコ・ザビエルです。彼は鹿児島<sup>カゴシマ</sup>の土を踏んで約三ヶ月後の11月5日 (和暦 十月十六日) 付けで、東洋でのイエズス会の拠点となっていたインドのゴア<sup>ゴア</sup>や東南アジアのマラッカへ宛てて数通の書簡を認めています。これらの書簡には、室町幕府の統治下にありながら戦国の様相を極めていた当時の社会の状況や、文化、宗教、さらには人々の行動規範などが書かれており、彼を日本に送ってきた船がマラッカへ戻る際に輸送を託しました。

1551 (天文二十) 年、ザビエルが豊後に来航したポルトガル船で約二年三カ月にわたって滞在した日本を離れると、その後イエズス会の宣教師が頻繁に訪れるようになり、会憲に従って日本の各地から多くの書簡を発信するようになります。

## ■山口でのキリスト教布教と大道寺

前述の布教初期の書簡に添えられ、『コインブラ版書簡集』で紹介された日本語の文章は、1552 (天文二十一) 年に書かれたもので、「大

道寺創建裁許状」と呼ばれているものです。これは、周防や長門・石見・豊前・筑前の守護職を務めた大内義隆の死後に継嗣となった大内義長が、ザビエルの後任として山口で布教にあたった宣教師のコスメ・デ・トルレスに与えた証文です。文末には「天文廿一年八月廿八日 周防介」と記されおり、周防介を名乗る義長がこの寺でのキリスト教の布教を認めることを下達したものです。

これより一年前の1551 (天文二十) 年、大内義隆は京の都の荒廃を見て失望感の高かったザビエルに山口での布教を許しましたが、彼は間もなく統治の乱れから家臣の陶晴賢に攻め滅ぼされていました。その後、晴賢は家臣団の結束を計るため大内家の名跡を残し、豊後 (大分) の大友家から義長を当主として迎えたのです。この義長は、キリシタン大名として名を馳せていく大友義鎮 (宗麟) の異母弟で、母は世を去った大内義隆の姉にあたります。

兄の影響を受けてキリスト教の布教に理解を示していた義長は、大内家と養子縁組が整った時点で豊後に滞在していたザビエルに山口での布教に便宜を与えることを約束していました。<sup>(1)</sup> 亡き義隆もザビエルに宣教の場として廃寺を与えていたのですが、義長がトルレスにこの裁許状を交付したことで、大道寺が布教施設として提供され、山口での安定した布教が約束されたのです。

## ■日本語文体と文字の例を示した文書

この裁許状は交付されて五年後にポルトガルの宣教師ガスバル・ピレラが、1557 (弘治三) 年10月28日 (和暦 十月七日) 付で平戸から発信したインドとヨーロッパの宣教師と修道士に宛てた書簡に添えられたものです。ピレラは「豊後より五十レグワの山口の市においても (パードレ等へ) 他の地所与へられたり。日本の特許書、文体および文字の例を示すため寄進状をここに掲ぐ。(以下、省略。)<sup>(2)</sup>」と、この書簡の最後に記しています。

こうして、ポルトガルのコインブラの地へ届き、『コインブラ版書簡集』に掲載された裁許状の文章は、

周防國吉敷郡山口縣大道寺事 從西域來朝  
之僧 為佛法紹隆 可創建彼寺家之由 任請  
望之旨所令裁許之狀如件 天文廿一年八月廿  
八日 周防介御判 當寺住持

となっており、単語ごとに不正確ながらポルトガル語の意味が付されています。